

制 定	平成 1 5 年	2 月 2 8 日	近運自貨公示第 2 号
一部改正	平成 1 6 年	1 2 月 8 日	近運自貨公示第 5 号
一部改正	平成 1 9 年	2 月 1 6 日	近運自貨公示第 1 号
一部改正	令和 元年	1 0 月 1 日	近運自貨公示第 2 号
一部改正	令和 7 年	8 月 1 日	近運自貨公示第 3 号

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画 変更に関する処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関しては、変更後の事業計画が「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理について」（平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け近運自貨公示第 1 号。以下「公示基準」という。）で定めた審査基準に適合するとともに、下記の審査基準及び手続きに適合しなければならないこととしたので、ここに公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

近畿運輸局長 服部 真樹

記

1. 事業計画変更の認可及び届出

(1) 事業計画変更の認可申請

① 事業計画のうち、以下の事項については、「公示基準」に適合するものであること。

ア. 営業所の位置、車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

イ. 特別積合せ貨物運送をする場合には、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数

② 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、ア～カの全てを満たすものであること。

ア. 申請者等が申請日前 6 ヶ月間（悪質な違反の場合は 1 年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

イ. 申請日前 3 ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けたすべての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）

ウ. 申請日前 3 ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

エ. 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

オ. 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 60 条第 1 項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

カ. 貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

③ 新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ「公示基準」に適合するものであること。

（2）事業用自動車の数の変更の認可

施行規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する「当該変更後の事業計画が法第 9 条第 2 項において準用する法第 6 条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場

合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

① 変更後の事業用自動車の数が「公示基準」 1 (2) に適合しない場合、減車によるものである場合にあっては、災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては、当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。

② 増車を行う場合であって、ア～ウに該当する場合は 1 (1) ②の基準に適合するものであること。

ア．変更を行おうとする者と法第 5 条第 3 号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取り消しを受け、その取り消しの日から 5 年を経過しない者である場合

イ．変更に係る営業所における、行政処分の累積違反点数が 1 2 点以上である場合

ウ．変更に係る営業所について、申請日前 1 年間に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合

③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前 3 ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して 3 ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の 3 0 % 以上となる場合（当該合計が 1 0 両以下であるときを除く。）は、1 (1) ②の基準に適合するものであること。

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

事業用自動車の数の変更については、以下の事項に適合しているものであり、別途定める届出書及び添付書類により提出され、かつ、内容が真正なものであること。

① 届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。

② 増車の届出に伴い、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更が必要となる場合には、その手続きを終了していること。また、事業を遂行するに足る運転者、運行管理者及び整備管理者が確保されていること。

③ 届出者が当局管内において、法及び道路運送法の違反により車両の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

④ 届出者が上記②及び③を満たしていない場合には、指導を行うこととするが、指導に従

わない場合にあっては、事業改善命令を発することとする。

- ⑤ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の届出

近畿運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等を提示すること。

2. 運送約款の認可

- (1) 施行規則第10条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

- (2) 運賃・料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

- (3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

- (4) 運賃・料金の收受に関して、施行規則第11条に該当する場合を除き、運賃と料金を区分して收受する旨が明確に定められていること。

- (5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款は、当該サービスの特殊性について配慮されているものであること。

3. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用する。

- (2) 「公示基準」に適合するものであること。

4. 合併、分割又は相続の認可

「公示基準」に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続きを行うこと。

6. その他

特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等については、この処理方針を準用するものとする。

附 則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降に申請を受け付けたものから準用する。なお、近運貨一公示第2号、近運貨二第5号（平成5年12月24日付）は、平成15年3月31日限りで廃止する。
2. 平成16年12月 8日一部改正（平成17年1月1日実施）
3. 平成19年 2月16日一部改正（平成19年3月1日実施）
4. 令和 元年10月 1日一部改正（令和元年11月1日実施）
5. 令和 7年 8月 1日一部改正（令和7年8月1日実施）